

上下水道部給水課車両による交通事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年(2011年)12月1日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

上下水道部給水課車両による交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年(2011年)11月7日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償額の決定に関する専決処分書

横浜市旭区において発生した交通事故の損害賠償を下記のとおり決定することにつき、地方自治法第179条第1項により専決処分する。

記

- 1 事故発生年月日 2008年1月29日
- 2 事故発生場所 横浜市旭区今宿西町232番地
- 3 事故原因 国道を走行中、進行方向の右側歩道から道路中央に飛び出した被害者が、車両の右前端に接触転倒したもの
- 4 事故の種類 交通事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名 様
- 7 損害賠償の額 4,285,106円